

運用指針の改正について

(令和2年3月改正箇所：令和2年度から適用)

1 「鉄道賃をみどりの窓口で一括して購入する場合」の領収書の特例の追加

【第4章】

「②宛名」の箇所に以下の文（ ）を追加（P49）

宛名 (空白、上様 は不可)	・「会派」(例：富山市議会〇〇会派) …会派事務室での共同使用、各議員が共用物品等の不特定の議員の使用、消費等に係る経費の場合 ・「会派及び議員名」(例：富山市議会〇〇会派(□□議員)) …特定の議員が、専用使用・消費する経費又は特定の議員が市政報告会の講師となる開催経費の場合等。(会派の共用物品等を立替えた場合を含む。) ※ただし、2人以上で鉄道賃をみどりの窓口で一括して購入する場合に限り、会派名のみの記載でもよい。
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・「(4) 支出を証する書類」に下記「ウ」を追加（P48）

ウ 鉄道賃について、みどりの窓口で2人以上の分を1枚の領収書にまとめた場合、領収書の原本を貼付する議員については、貼付用紙(様式14)の余白部分に内訳(議員名及び各々の額)を記入し、原本を貼付しない議員については、貼付用紙(様式14)に写しを貼付し、内訳を記入したうえで、写しである旨と原本の所在を記入する。

2 第三者機関の休止(平成31年4月から)に伴う改正

【目次】

- ・第1章「5 政務活動費の審査に係る第三者機関」を削除
- ・第1章「6(3)」の「第三者機関の」の文言を削除。
- ・第4章2「(4) 第三者機関による審査等」を削除
- ・目次の最後に、《参考》として、平成31年4月から休止している第三者機関の概要及び審査フローを追加

【第1章】

- ・3(1)⑥中「、第三者機関審査」を削除（P4）

- ・ 4の「事前審査」の欄中「③第三者機関による外部の視点での審査」及び「《必要に応じ、議長（事務局）協議》」の文言を削除（P7）
- ・ 4の「事後審査」の欄中「第三者機関による事後審査・支出承認」の文言を削除（P7）
- ・ 4の欄外に「※各会派が共同で設置していた第三者機関は、平成31年4月から休止。」の文言を追加（P7）
- ・ 5を削除（政務活動費の審査に係る第三者機関）（P8）
- ・ 6中「とともに、第三者機関による審査及び承認を得て行う」の文言を削除（P9）
- ・ 6（1）中「この決裁が済んでいることが、第三者機関及び事務局による審査の前提要件となる。」の文言を削除し、「第三者機関責任者、承認印」の欄を削除（P9）
- ・ 6（2）中「第三者機関及び」の文言を削除し、「第三者機関責任者、承認印」の欄を削除（P9）
- ・ 6（3）のタイトル中「第三者機関の」の文言を削除（P10）
- ・ 6（3）の本文中「第三者機関の事前審査の結果を待っているのは、政務調査活動の目的を達成することができず、調査時期、機会等を逸してしまうと認められる場合は、第三者機関による審査結果を待つことなく、」を「通常書類等による事前審査を受けるいとまがない場合など、それを待っているのは、政務調査活動の目的を達成することができず、調査時期、機会等を逸してしまうと認められる場合は、」に改める。同アを削除。同ウ中「（会派及び第三者機関の承認並びに事務局との協議）」の文言を削除（P10）
- ・ 6（4）中「・第三者機関の業務委託料」を削除（P10）
- ・ 新・運用指針に基づく政務活動実施及び政務活動費執行（充当）フローを第三者機関の手続きを除いたものに改める。（P11）

【第2章】

- ・ 5その他の欄中「会派又は第三者機関」を「会派」に改める。（P20）
- ・ 6（1）1（6）中「第三者機関との協議により、」を削除。（P22）
- ・ 6（1）4（3）中「及び第三者機関」を削除し、（4）中「、第三者機関」を削除（P23）
- ・ 6（2）2（3）中「及び第三者機関」を削除（P25）
- ・ 6（3）3中「及び第三者機関」を削除（P27）
- ・ 6（4）（1）中「、第三者機関」及び（2）中「及び第三者機関」を削除（P28）
- ・ 6（9）中「・第三者機関への審査業務委託費」を削除（P35）

【第4章】

- ・ 2（4）を削除（第三者機関による審査等）（P52）

【巻末】

- ・《参考》として、休止中の第三者機関の概要及び審査フローを追加。

3 閲覧開始日の変更（平成30年度から）に伴う改正

【第1章】

- ・ 3（1）⑧中「60日」を「収支報告書にあつては30日、証拠書類にあつては90日」に改める。（P4）

4 その他軽微な文言の改正

【第1章】

- ・ 6（3）イ中「場合ほど」を「場合など」に改める。（P10）

【第2章】

- ・ 6（3）2（3）中「充当額する基準」を「充当する基準」に改める。（P27）
- ・ 6（3）3中「基準により」を「基準による」に改める。（P27）
- ・ 6（8）中「業務内容を鑑みて」を「業務内容に鑑みて」に改める。（P34）
- ・ 6（9）中『「5 備品費」「6 消耗品費」』を『「4 備品費」「5 消耗品費」』に改める。（P35）

【第4章】

- ・ 1（7）ア中「履行が確認なされる前」を「履行が確認される前」に改める。（P51）